

**【問題】**

ギルバートの行政統制論について説明せよ。

**【答案例】**

国民主権を採用する現代国家において、  
行政機関は、  
議会や国民の要求・命令に応答し、  
自らの活動について説明する必要があり、  
これを行政責任という。

↓そして

この行政責任を確保するため、  
行政活動を統制する仕組みを行政統制という。

↓では

この行政統制の手法にはどのようなものがあるか。

↓この点に関し、

C. E. ギルバートは、  
2つの軸を下に4つの類型化を行った。

↓まず

第1の軸は、  
行政外部からの統制か、  
内部的な統制かという軸である。

↓また、

第2の軸は、  
強制力のある統制 (制度的統制) か、  
事実上の統制 (非制度的統制) かという軸である。

↓

以下、ギルバートの4類型につき、具体的に説明する。

① 外在的・制度的統制

三権分立制度の下においては、  
まずは議会・裁判所などの外部機関が、  
行政機関を法的に統制することが重要である。

↓具体的には、

議会による国政調査権の行使や、  
裁判所による違憲審査権の行使や行政訴訟などがあげられる。